

令和8年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和8年3月5日（木曜日）

○日時 令和8年3月5日 午前10時06分開会

山 田 庫司郎

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 令和7年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第16条 令和7年度網走市網走港整備
特別会計補正予算
3. 議案第19号 令和7年度網走市水道事業会計
補正予算
4. 議案第20号 令和7年度網走市簡易水道事業
会計補正予算
5. 議案第21号 令和7年度網走市下水道事業
会計補正予算
6. 議案第22号 網走市職員の任免及び服務に
関する条例の一部を改正する
条例制定について
7. 議案第24号 網走市行政手続条例の一部を
改正する条例制度について
8. 議案第25号 国営畑地かんがい事業斜網地域
維持管理協議会規約の変更に
ついて
9. 報告第1号 令和7年度網走市一般会計
補正予算に係る専決処分の
報告について
10. 陳情第7号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の
実態調査を求める陳情
11. 泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書
提出要請
12. 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書
提出要請
13. 消費税を緊急に引き下げをを求める
意見書提出要請

(7.12.4 継続審査)

○出席委員（7名）

委 員 長	立 崎 聡 一
副 委 員 長	村 椿 敏 章
委 員	石 垣 直 樹
	井 戸 達 也
	小田部 照
	深 津 晴 江

○欠席委員（1名）

澤 谷 淳 子

○議 長

松 浦 敏 司

○傍聴議員（3名）

里 見 哲 也
永 本 浩 子
古 田 純 也

○説明者

副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
観光商工部長	北 村 幸 彦
建設港湾部長	立 花 学
水 道 部 長	柏 木 弦
総務防災課長	日 野 智 康
総務防災課参事	阿 部 昌 和
職 員 課 長	高 橋 健 司
財 政 課 長	小 西 正 敏
農 林 課 長	古 田 孝 仁
農林水産部参事	江 口 優 一
観 光 課 長	井 上 博 登
商工労働課長	中 村 幸 平
観光商工部参事	田 端 光 雄
観光商工部参事	鈴 木 崇 之
建 築 課 長	小 原 功
都市管理課長	近 藤 賢
営業経営課長	石 井 公 晶
上 水 道 課 長	中 村 昭 彦
下 水 道 課 長	木 村 篤 史

選挙管理委員会事務局長

高 井 秀 利

選挙管理委員会事務局参事

（総務防災課参事）

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	本 橋 洋 樹
総務議事係長	和 田 亮
総務議事係	平 間 公 稀

午前10時06分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから、総務経済委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会ですが、澤谷委員より欠席の届出がありましたので御報告いたします。

本日の委員会では、付託されました議案8件、報告1件、陳情1件、要請3件、うち継続審査1件について審査いたします。

本日の進行については、まず、企画総務部、農林水産部観光商工部、建設港湾部、水道部、選挙管理委員会事務局関係分の議案・報告を理事者を入れ替えながら審査いたします。議案・報告の審査が終わりましたら、陳情・要請の審査を行います。

それでは、まず初めに、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、一般管理費、避難所環境整備事業について、繰越明許費補正も関係しておりますので、併せて説明を求めます。

○阿部総務防災課参事 議案資料の32ページを御覧ください。令和7年度一般会計、一般管理費補正予算に係る避難所環境整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について、御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。国の地域未来交付金の地域防災緊急整備型を活用し、避難所生活における環境改善を図るため、プライベートテント73台、簡易ベッド185台、蓄電池30台の購入代として1,000万円を追加補正するものであります。なお、年度内に事業の完了が見込めないことにより、事業費の全部を翌年度に繰り越すものであります。

2、補正額であります。歳出予算の財源内訳は、記載のとおりであります。歳入予算の内訳については、記載のとおりであります。

3、繰越明許費の内訳であります。事業費の全額を翌年度に繰り越すものであります。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 確認させていただきたいのですが、プライベートテントや簡易ベッドということなのですが、たしか、いろいろな住民センターとかコミュニティセンターなどに置いていると思うのですが、今回の補正で組まれたものはどのように配置される御予定かお示しください。

○阿部総務防災課参事 プライベートテントと簡易

ベッドにつきましては、目標数を750としておりますが、コミセン等を含む指定避難場33か所に10台10張り、小中学校・エコセンに25台25張り、残りを市の備蓄として配備したいと考えております。

○深津晴江委員 分かりました。今までもいろいろ配置されていると思うのですが、目標との差はどのぐらいなのでしょう。もう目標達成できているとは余り思っていないのですが、いかがでしょうか。

○阿部総務防災課参事 プライベートテントにつきましては、昨年度も購入しておりまして、今回の補正で購入を予定しております73台で、目標の750に到達するところであります。簡易ベッドについては、今後また順次整備していきたいと考えております。

○深津晴江委員 ベッドのほうも、段ボールベッドなどの様々な新しいベッドも作られていると思うのですが、簡易ベッドの種類を教えてくださいませんか。

○阿部総務防災課参事 簡易ベッドにつきましては、現在、簡易ベッドと段ボールベッドを含めて、今回の購入分で512台になる予定でございます。そのうち、段ボールベッドにつきましては327台、残りがスチールフレームのベッドになります。

○立崎聡一委員長 他に。

○村椿敏章委員 蓄電池を入れるという話だったと思うのですけれども、こういったものなのか伺いたいのと、どれぐらいのことができるようなものなのか伺います。

○阿部総務防災課参事 蓄電池につきましては、容量が960ワットアワーです。ACの最大出力として3,000ワット、AC定格出力で1,500ワットです。このサイズでいきますと、満充電された状態でスマホの充電が約70回程度、電気ポットであれば1.5時間程度の使用が可能な蓄電池を予定しております。

○村椿敏章委員 かなり大型のものだということなのかなと思います。これを30台入れて、各避難所に備え置くということですね。

○阿部総務防災課参事 お見込みのとおりでございます。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、財政調整基金費、財政調整基金積立金ほか5事業について、説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料33ページを御覧くだ

さい。令和7年度一般会計、財政調整基金費の補正予算について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和7年度に受領しました各種寄附金と物価高対応分、及び臨時財政対策債の当年度償還分として追加交付された地方交付税を基金へ積立てしようとするものでございます。

34ページを御覧ください。2の補正額でございますが、（1）歳出予算は、基金積立金の合計で2億1,060万1,000円を追加し、2億4,882万4,000円にしようとするものでございます。（2）歳入予算ですが、全て寄附金で1,060万1,000円。その内訳は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今回の積立てができるということで、大変ありがたいと思うのですが、財政調整基金が1億300万、減債基金が1億ということですが、これを積み立てることによって、積立金の総額は令和8年度で何ぼになる予定なのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○小西正敏財政課長 ただいま御質問ありました件ですけれども、令和7年度末の見込額ということでお答えさせていただきたいと思います。これでいきますと、財政調整基金でございますが、今後歳出の決算がありますので、その決算状況によって繰入額が変わっていきますので、予算どおりということで申し上げますと、財政調整基金の残高見込みが約4億7,000万円。減債基金の見込みが約9億9,000万円となっております。

○山田庫司郎委員 ありがとうございます。これは流れとしてどうなのでしょう。ある程度やっぱり基金積立てが増えている状況というのは、三、四年前に遡ってから現在と比較しますと、どんな状況なのでしょう。

○小西正敏財政課長 予算の状況によりまして、財政対策ということで公債費に減債基金を繰り入れたり、財政調整基金を繰り入れたりするという状況でありますので、若干減りつつあるという状況ではありますけれども、またその決算の状況によって繰入額が変わってまいりますので、なるべく残高をキープしながら、また、今回国のほうで地方交付税の追加交付ありましたもので、積立て1億ずつできたということで、こちらの残高を保持しながら、なるべく

く安定的な財政運営をしていきたいと考えております。

○山田庫司郎委員 当市の横の自治体が、財政的に非常に厳しい状況が今続いているという話が報道含めされているわけですが、決して網走市も楽な状況ではないということは議員みんなも認識をしていますし、まだまだ厳しい状況というのは続いていると。

今後もしろいろな意味でお金がかかるケースが見受けられますから、財政の健全化を含めた支出をどうするか、歳入をどう増やしていくかということも含めて考えていかなければならないと思うので、そういう意味では、やっぱりこの財調基金と減債基金というのは、いざというときの使える基金ですし、あとふるさと基金もございますけれども、やっぱりここはしっかり堅調な取組をぜひしていかなければならないだろうというふうに思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、保健衛生総務費、水道事業会計出資金の繰越明許費補正について、説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料23ページを御覧願います。水道事業会計出資金の繰越明許費の設定について、御説明申し上げます。

2の繰越明許費の補正のうち、4行目、水道事業会計出資金ですが、水道事業会計が行う導水管更新事業について、施行状況により事業が翌年度に繰越されるに伴い、水道事業会計の出資金につきましても、一部を翌年度に繰越しを行うものです。

繰越しを行う事業費は、予算額5,270万円のうち、4,970万円となります。

説明は以上となります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、庁舎及び公共施設等の管理委託契約の債務負担行為補正について、説明を求めます。

○小西正敏財政課長 議案資料24ページを御覧願います。令和7年度一般会計債務負担行為の補正予算について、御説明申し上げます。

3、債務負担行為の補正のうち、一般会計の一番上、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約ですが、

令和8年度の年度当初より履行が必要となる公共施設の警備や清掃などの管理、システム機器の保守などの業務は、令和7年度中から契約事務を執り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものです。

具体的な内容につきましては、議案資料28ページから31ページ中段までの掲載業務となっております。

期間は令和8年度の1年間で、限度額は16億9,964万8,000円でございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、企画総務部関係については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第22号網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○高橋健司職員課長 議案資料60ページ、資料9号を御覧願います。議案第22号網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、国家公務員の取扱いに準じて年次休暇の取得単位を改めるため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、年次休暇の取得単位につきまして、現在、日または1時間単位となっていたところを、日または15分単位と変更するものでございます。

3、施行期日は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。また、新旧対照表につきましては記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 これにつきましては、国家公務員に準じるということで、もちろん反対するものではないのですが、15分にするメリットというか、職員さんにとってはいかな影響があるとお考えでしょ

うか。

○高橋健司職員課長 取得単位が1時間単位から15分単位に変わると、短くなるということもございますので、年次休暇はとりやすくなるということが考えられるところでございます。

○深津晴江委員 15分、30分とか45分でもいいっていうことになってくるかと思いますが、それで少しでも職員の皆様が働きやすくなってくれればいいかなというふうに思いますので、承知いたしました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第22号網走市職員の任命及び服務に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第24号網走市行政手続条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○日野智康総務防災課長 議案資料62ページ、資料11号を御覧いただきたいと思います。議案第24号網走市行政手続条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するため、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続法の改正により、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、1点目は、公示送達の方法にインターネットを利用して、不特定多数の者が閲覧できる状況に置く措置の追加、2点目は文言整理でございます。

3、施行期日は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第24号網走市行政手続条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第25号国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について、説明を求めます。

○古田孝仁農林課長 議案資料12号の66ページを御覧願います。議案第25号国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規約の変更について、御説明申し上げます。

1の趣旨及び2の内容でございますが、1市4町で構成いたします協議会の円滑な事業運営と適切な管理の実施を目的として、経費の支弁方法を上半期と下半期の年2回から、請求に応じた方法にしたく、本協議会規約の第17条第3項を記載のとおり変更するものでございます。

変更理由についてですが、斜網地域の畑地かんがい事業につきましては、令和4年度から小水力発電による売電収入を得て、管理経費の圧縮を図っておりますが、令和7年度の協議会予算から、小水力発電の売電収入をあらかじめ計上し、市町負担金を減額することといたしましたが、売電収入が入金されるまでに時間を要し、上期の資金繰りにおきまして、一時借入れが必要となったことから、市町負担金の納入時期を前期・後期の年2回から、請求に応じて納入できるように規約を変更するものでございます。

3の施行期日及び新旧対照表につきましては、御手元の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 ちょっと確認ですが、今まで2回、上期と下期に分けて支払いがあったと。今度は請求して、30日以内に支払うということの法改正なのですが、今度は年1回の請求になるのですか。どういう形になるのですか。

○古田孝仁農林課長 今想定しておりますのは年1回で、4月の早い段階で協議会からそれぞれの各市町に請求書が發布されまして、それに基づいて支払うというように協議会の事務局のほうからは話を受けております。

○山田庫司郎委員 そういう意味では、先ほど説明あった一借がなくなって、早めに収入がありますから、使用用途が広がっていくということなので、いいことだというふうに思います。

了解しました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第25号国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会規則の変更については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、財政調整基金費、産業振興基金積立金について説明を求めます。

○井上博登観光課長 議案資料35ページを御覧ください。令和7年度一般会計、財政調整基金費、産業振興基金積立金の補正予算について、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、天都山展望台・オホーツク流氷館の入館料収入が当初の想定を上回る見込みのため、次の経費を追加補正するものです。補正の内容については、観光振興基金積立金1,132万4,000円を増額するものです。

次に2、補正額（1）歳出予算は、補正前の額1,603万8,000円。今回の補正額は1,132万4,000円、補正後の額は2,736万2,000円となります。財源内訳は全額使用料でございます。（2）歳入予算は記載のとおりでございます。入館料の増収につきましては、当初想定よりも個人客の比率が高かったことによる入館料単価の上昇と、入館者数が5,000人程度上振れると想定していることが要因となっております。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○深津晴江委員 入館者が想定よりも上回って、積立てができると。喜ばしいことかなというふうに思うのですが、個人客の増加というところを要因に挙げられてましたが、日本人の方なのか、あるいはインバウンドの方なのか、何かそこら辺の傾向について把握されていることがありましたら教えてください。

○井上博登観光課長 こちらにつきましては、全体的に個人客の比率が年々高まっているという状況でございます。全て合わせたものになりますけれども、令和6年度については、1月までの比率になりますけれども、67.4%が個人客だったものが、令和7年度については70.1%ほどになった部分が多少単価の上昇になっているというところでございます。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

深津委員の質疑に対する答弁から。

○井上博登観光課長 外国人観光客につきましては、おおむね比率については前年並みというような、個人客比率は前年と同様という程度になっております。

○深津晴江委員 申し訳ないのですが、前年度がどのぐらいか教えていただければと思います。しっかりとした統計がなければ、肌感覚というのでしょうか、傾向として押さえているところがあれば教えていただければと思います。

○井上博登観光課長 こちらも1月までの累計値になりますが、外国人の個人客の数字でいきますと1万1,067人、団体客の外国人につきましては1万7,700人というような情報となっております。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

深津委員の質疑に対する答弁から。

○井上博登観光課長 外国人客の占める割合というところになりますけれども、先ほどの1月末までの累計でいきますと国内で8万2,364人、海外観光客で2万8,767人で、海外観光客比率につきましては25.9%ほどとなっております。

○深津晴江委員 25.9%の比率ということですので、やはり網走市は観光にも力を入れておりますので、どういう方をターゲットにというところの施策にもつながっていくかなというふうに思いますので、確認させていただきました。

分かりました。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号令和7年度一般会計補

正予算中、観光振興費、酒蔵建設用地整備事業について、説明を求めます。

○井上博登観光課長 議案資料40ページを御覧ください。令和7年度一般会計、観光振興費、酒蔵建設用地整備事業の補正予算について、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、酒蔵建設用地造成工事完了に伴い、不用額が生じたため、次の経費を減額補正するものです。補正の内容については、酒蔵建設用地造成に係る工事費3,496万2,000円を減額するものです。

次に2の補正額、(1)歳出予算は、補正前の額1億840万円。今回の補正額は、3,496万2,000円の減額で、補正後の額は7,343万8,000円となります。財源内訳は全額基金繰入金でございます。(2)歳入予算は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 説明を受けたときに、入札の請負残と工事内容が変わって、現地の土が流用できる状況があったということで金額が減ったという説明を受けたというふうに記憶しています。

減ることは非常にいいことなのですが、1億近い工事額の中で、3,400万の設計変更ですよね。これは事前に土質調査とかなんかというのは、ちゃんと事前にやらなかったのか。やる時間がなかったのなら、それはやむを得ないと思いますけれども、もう少しきちっと精査した設計というのが必要だったのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○立花学建設港湾部長 酒蔵建設用地の造成につきましては、建設港湾部が実際に今回の観光商工費を活用して請け負ったということで、私のほうからお話をさせていただきます。

今回の造成工事については、当初の発注の段階で、上川大雪酒造側と造成に関わる設計を詳細に行いました。その上で、当初考えていた造成に使う盛土材、これは購入材を活用したいということで考えておりましたけれども、非常に購入材を使うというのは金額的にも高くなるということで、現地にある土を活用するのではなくて、他の公共残土を活用して、購入土に代わって使うことで経済的になるということが発注の段階で分かったものですから、当初の発注の段階で、購入土の活用から公共残土を活用

する設計に変えて発注をしております。

実際にこの3,496万2,000円の減額ということについては、詳細な設計の段階で若干金額が減ったこと、それから購入残土を公共残土の活用に変えたこと、それから落札差金が発生したことということが主な要因でこれだけの減額になっているということでございます。

○山田庫司郎委員 そうでしたら、現地調達ではなくて他工事から出てくる土を利用しようという設計だったということですか。実際、他工事のほうからそれなりに使える土が発生して、全てその盛土材として購入することなく使えたということなのですね。そしたら当初からそれを考えていたということで、今説明あったのですが、ただ、設計金額はその当初に落ちなかったのですか。

○立花学建設港湾部長 予算段階での設計の金額を算出する段階においては購入土という形で、最終的に公共残土が使えるかどうかということは、その時点ではまだ分かっていませんでしたので、予算段階では、購入土を活用する予算として計上しておりますけれども、発注する段階においては、公共残土が活用できるということが分かったものですから、金額を経済的な設計に変えて発注をしているという状況です。

○山田庫司郎委員 ごめんなさい。年なのかな、理解ができないのですけれども、当初設計では、他工事の流用土ということで設計していたと。そうでしたら、金額は何でこんなに落ちるのですか、完成後に。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時46分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

山田委員の質疑から。

○山田庫司郎委員 私のちょっと理解が間違っていたのだというふうに、私自身理解をさせてもらったのですが、予算額で比較を今しているわけです。そういう意味では、設計段階ではもう既に設計額という予算額から差があって金額が下がっていたということが今事実分かりましたので、ただこれだけ見ますと、請負残と盛土材が変わったのでという説明だったので、工事金額を基にして比較して質問させてもらったものですから、ちょっと視点が間違っていました。

理解させていただきます。

○立崎聡一委員長 他にございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、財政調整基金、ふるさと寄附基金積立金及び商工振興費、「おいしいまち網走」PR事業について、説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料36ページを御覧ください。令和7年度一般会計補正予算、ふるさと寄附基金積立金及び「おいしいまち網走」PR事業について、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、ふるさと寄附金の受入額が当初予算額を上回ることから次の経費を追加補正するものでございます。経費の内訳ですが、事業にかかる謝礼品代として1億3,000万円、事業にかかる送料として3,767万8,000円、ポータルサイト等の業務手数料として7,062万4,000円、寄附金受領証明書の発行等の委託料として531万3,000円、ふるさと寄附基金積立金として2億5,638万5,000円、合計5億円でございます。

2、補正額、(1)歳出予算につきましては、①ふるさと寄附基金積立金は、補正前の額が11億1,200万円。今回の補正額が2億5,638万5,000円で、補正後の額が13億6,838万5,000円。財源は全て寄附金でございます。次に、②「おいしいまち網走」PR事業は、補正前の額が10億8,800万円。今回の補正額が2億4,361万5,000円で、補正後の額が13億3,161万5,000円。財源は全て寄附金でございます。

(2)歳入予算ですが、補正前の額が22億円。今回の補正額が5億円、補正後の総額が27億円でございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、地場産品生産性向上設備整備事業補助金の繰越明許費補正について、説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料23ページを御覧ください。資料5号令和7年度一般会計補正予算の概要中、2繰越明許費の補正、下から2段目、地場産品生産性向上設備整備事業補助金について、御説明申し上げます。

本事業は、ふるさと寄附返礼品を提供している、または提供する見込みがある市内の事業者が行う地

場製品の生産性向上に資する設備等の整備に対して、補助金を交付するものです。

今回活用を予定している事業者について、年度内の事業完了が見込めないことから資料に記載のとおり、事業費の一部として9,257万円を繰越ししようとするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、公共交通対策費、生活交通路線維持対策費事業について、説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料37ページを御覧ください。令和7年度一般会計補正予算、公共交通対策費、生活交通路線維持対策事業について、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、地域公共交通における路線バスの運行を維持することを目的として、経費の収支不足分を補助・支援しておりますが、経常費用の増加により、不足額が当初の見込みを上回るため、補助金等の必要な経費を追加補正するものです。経費の内訳ですが、運行に係る負担金及び補助金として、合計679万3,000円です。このうち、常呂線及び常呂栄浦線に関しては、地域の負担分を網走市、北見市、網走バスで構成する協議会が補助しており、そのうちの網走市負担分を追加補正するもので、金額が280万5,000円となります。また、小清水線及び市内の各路線バスについて、追加補正する分の金額は398万8,000円となります。

2、補正額、（1）歳出予算、（2）歳入予算ですが、補正前の額が1億2,516万4,000円。今回の補正額が679万3,000円で、財源内訳は全額基金繰入金ですが、網走常呂線のバス事業に関する負担金は、財政調整基金から280万5,000円を充当し、小清水線、市内のバス路線に関する補助金については、ふるさとのまちづくり基金から398万8,000円を充当することとし、補正後の額は総額で1億3,195万7,000円としようとするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、公共交通対策費、郊外地区乗り合いタクシー運

行実証実験事業について、説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料38ページを御覧ください。令和7年度一般会計補正予算、公共交通対策費、郊外地区乗り合いタクシー運行実証実験事業について、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、事業実施に係る経費が当初予算額を下回ることから、次の経費を減額補正するものでございます。経費の内訳ですが、事業の実施主体であります網走市郊外地区乗り合い交通実証運行協議会への負担金として、500万円の減額でございます。

2、補正額、（1）歳出予算は補正前の額が504万8,000円。今回の補正額が500万円の減額。補正後の額は4万8,000円としようとするものでございます。財源は全額基金繰入金です。（2）の歳入予算は記載のとおりでございます。

39ページに移りまして、3、事業の概要ですが、交通空白地帯が多く存在する郊外地区の交通手段確保検討として、事前予約制の乗り合いタクシーの運行実証実験を行うものでございますが、令和6年度から実施している事業でございます。本年度は、国土交通省の交通空白解消緊急対策事業補助金を活用して実施しており、総事業費のうち、国の補助対象経費は500万円までが10分の10、全額補助となり、超過分が記載のとりの補助率となりますが、1月末までの協議会の実績により、事業費が確定見込みとなったことから、今回補正対応を行うものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 実証ですから、非常に私はいいい事業かなというふうの一つ思っていますけれども、うまくいかなかったのだということなのか、何が原因でお金を戻さなければならないのか、その辺の中身について説明いただきたいと思います。

○中村幸平商工労働課長 令和7年度の事業につきましては、令和7年7月から令和8年1月末までの運行期間という形で実施しておりました。当初この期間、国の補助金の事業計画の中では、1週間に約100名の利用を想定し、年間で2,800名の利用というところを計画上見込んでいたところでございます。

実際のところですが、登録利用者数は75世帯で182名の方が、令和7年度につきましては、郊外地区の御登録があったところでございます。実利用者

数というのは、11名の方が実際のところは御利用になったと。回数として75回、75名が乗車されております。このように、実際のところの利用実績というものは、当初の想定と大きく乖離している部分はございます。

こちらにつきましては、令和6年度から実施している事業でございますが、郊外地区の足として、こういった手段をどのようにつくっていくかという実証実験という部分がございますので、去年、また本年度というところの中で、利用実態というのがどの程度あるのか、実際に要望と実態の利用というのは、どの程度乖離があるのかというのを見る上でも、今年度の実績というのは、当初の見込みから大きく下回っているところではございますが、事業の方向性として、今後の検討に大変役立つものだと考えております。

○山田庫司郎委員 今回の方たち、本当にタクシーも含めて、いろんな意味でチケットもらっても1回か2回で終わってしまいますよという話まで含めてあったわけですが、こういう制度がもし出れば、非常に郊外の方もいろいろ動きやすくなるだろうと。それで今説明あったように、利用は確かに少なかったのかもしれませんが、やっぱり利用している人にとっては、非常にありがたい事業なのだろうというふうに思うので、今後網走市としては、国の補助も含めて今後どうなっていくかというのは一つありますけれども、これはもうちょっと様子みたいという考え方でいるのだというふうに今の説明を聞いて理解したのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、基本的な方向性として郊外地区の足というのをどのように確保していくか、そのための方向性としてこの事業というのは可能性があると考えております。令和8年度の予算になりますが、継続した形、当然内容を見直してどのような形で地域に適したものができるかといった形での事業というのを当初予算として計上させていただいておりますので、御審議いただければと考えております。

○山田庫司郎委員 新年度予算の中でまた議論させてもらってもいいかもしれませんが、ぜひ利用者の声も聞きながら、改善しながら、やっぱりやっていくべきだというふうに思います。よろしく願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○深津晴江委員 実績が少なかったということでは理解したいと思うのですが、そこがなぜ少なかったのかという分析はお済みなのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 実際の利用がなぜ少ないのか、令和6年度に実施した際も、想定したものと比較しますと実際の利用というのは伸びていない状況でした。

一つは事業がどの程度浸透しているか、理解されているかという部分があります。こちらにつきましては、登録者数は令和6年度から2割程度増えている状況ではございますけれども、実際の利用については、運行期間を延ばして実施しておりましたが、実際のところの利用につながっていません。

以上のことから、利用される実際のお住まいの方々にとっては、ほかの交通手段というのがまだあり得る、逆にない方はきちんとこれを御活用されているのだろうという見込みでおりますので、その辺りについて、反省といいますか、次年度の事業の中で生かしていくように組み立てたいと考えております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここで休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、ふるさと納税に係る業務委託契約の債務負担行為補正について、説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料24ページを御覧ください。資料5号、令和7年度一般会計補正予算の概要中、3債務負担行為の補正、一般会計の3段目、ふるさと納税に係る業務委託契約について、御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託につきましては、年度の切り替わりに際し、令和8年度の当初から対応が必要であることから債務負担行為を設定し、令和7年度中に契約事務を執り進めようとするものでございます。限度額は今後見込まれる寄附金により変わるものであり、確定しませんので、契約による金額としております。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号一般会計補正予算中、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、道路橋梁費、除雪事業について、説明を求めます。

○近藤賢都市管理課長 資料41ページを御覧願います。令和7年度一般会計、道路橋梁費、除雪事業の補正予算について、説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容ですが、12月から1月の除雪の回数が多かったこと、それに伴い幹線道路だけではなく、市内住宅地を含め雪山が高くなっていたことから、排雪も必要な状況となり排雪作業も実施しました。この後、3月の年度内の出勤見込みを全除雪を3回、これは過去の実績を参考に見込み、排雪費用などを含めて2億3,000万円を補正します。

2の補正の額ですが、歳出予算につきましては、資料に記載のとおりで、財源は全て一般財源となります。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○小田部照委員 また今年度も補正予算ということで計上されております。これは多額の費用ではあるものの、やっぱり必要な経費だと思って私は理解しているところであります。

一方で、今御説明ありましたとおり、今年は早い時期から大雪で除排雪が進みました。昨年と違った部分が、市民の皆様から、早くから順調に排雪していただいて、非常に助かったと、ありがたいという声をたくさんいただいておりますが、昨年と比べて現状どのような状況なのか、御説明いただきたいと思います。

○近藤賢都市管理課長 昨年は排雪のエリアが非常に狭く、暖気によりまして路面がガタガタになるという苦情が非常に多かったところですが、今年度につきましては、排雪をした成果もあります。要望・苦情件数は減少傾向にあります。

○小田部照委員 そうなつたと思います。非常にやり方としては、市民にとっても、我々議会で議論させていただいて、言ったとおりにやっていただいて非常に評価しているところでありますが、一方で、非常にこの12月から1月まで、除雪・排雪と忙しい中での現場の従事している方々も非常に負担がかかっていて、事故も例年以上に多発してしまいました。この現状をどのように捉えているのか伺います。

○近藤賢都市管理課長 委員御指摘のとおり、排雪・除雪作業中の事故が多く、市民の皆様には御迷惑をかけたところでございます。市としましては、委託業者の朝礼等に参加しまして、啓発活動、事故防止のお願いをしているところです。今後も、維持も含めて、事故がないように市から委託事業者で協力のもと、事業を進めていくようにしてまいりたいと考えております。

○小田部照委員 おっしゃるとおりなのですが、例年事故が多かったのも、場合によっては部課長が行って、何とか気をつけるようにと対応しているのは僕も分かっているのですが、何分今年は本当に大変な現場の苦労もあって、いろんなことが重なって、非常に今まで以上に多くなってしまったというのが現状であります。

事故を起こせば車両の修繕費もかかりますし、修繕に伴って車両がなくなったり、ほかに代替えしなくてはいけないだとかいろいろなケースがありました。これは予算のときに質疑したほうがいいのかもかもしれませんので、ここではこれぐらいにしときますけれども、何らかしらやはり、事故に対する対応を含めて、今までどおりでいいのか、今後これが減少傾向にいくのかどうかも踏まえて、いろいろと協議・議論が必要なだろうと私は思っていますので、その辺を踏まえて、またの機会に質問させていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○村椿敏章委員 今年は早くからの判断で、1月の中からやっていると思うのですがけれども、早く判断したことについて、受託されている事業者からの意見等について確認させてもらいたいと思います。

○近藤賢都市管理課長 排雪、また除雪の判断でございますが、市のほうは発注者になりますし、実際作業を行うのは委託事業者のほうになるのですが、そこは市の現場の職員も、除雪センターの職員も含めて、きちっと協議をした上で、排雪の時期を定めて実施をしているところです。

○村椿敏章委員 判断するのはそういうことだとは思いますが、昨年のように判断が遅くなって、全域で排雪ができなかった反省も踏まえて、今年は早く判断していただいたと思うのです。やはり、この判断がよかった、悪かったというのは、結果論になるのかもしれませんが、そういう意味では、判断よかったのかなとは私は思っているのですけれども、原課としてはどんなふうに考えていますか。

○近藤賢都市管理課長 今年度の排雪時期についてですが、先ほども説明したところですが、12月・1月のうち特に12月の雪が多かったということで、1月の仕事始め以降は、排雪をすべき状態であったというふうに認識しております。そこは、状況に応じて排雪の判断は適切な時期を定めて進めてまいりたいと考えておりますので、その辺りは御理解いただければと思います。

○村椿敏章委員 そういう部分では、去年と条件は違っていたということですね。あわせて、2億3,000万の内訳なのですから、先ほど3月の3回分と、それから排雪をしましたということだったのですが、排雪にかかる経費というのは幾らかかるものなのでしょうか。

○近藤賢都市管理課長 今回補正で要求する内訳でございますが、排雪につきましては、おおむね1億6,750万円。そのほか排雪に伴いまして、雪捨て場の稼働時間数が多くなりますので、雪捨て場の分が1,250万円。これを合わせると、排雪で1億8,000万円を要求しているところになります。

○村椿敏章委員 理解しました。

○立崎聡一委員長 他に。

○深津晴江委員 今回、補正で委託料ということなのですが、年度途中でなかなか難しいかもしれませんが、単価というのでしょうか、今いろいろ金額をお示しいただきましたけれども、やはり物価高でありますので、そこら辺はどのようなお考えでこのような補正を組まれているか、お示しいただければと思います。

○近藤賢都市管理課長 単価と申しますと、車の借り上げの単価でございますが、こちらにつきましては、基本的には国や道の単価を参考に市のほうも契約をしているところですが、全平均としては車1台当たりの1時間平均で2万4,000円となっております。これが、前の年よりも大体1,000円前後上昇しているところですが、そこは実情に合わせて契約を

しているところになります。

○深津晴江委員 それでは、年度当初の予算とは、1台当たりというところでの変更はないということでしょうか。

○近藤賢都市管理課長 契約時点で単価は出しておりますので、その契約時点の単価を用いて、今回不足する分の排雪の作業費と雪捨て場の作業費、全除雪の分も含めて補正で要求をしたところでございます。

○深津晴江委員 稼働の予測をして、この今回の補正に至ったということが理解していますが、物価高というところに関しては、今回は見込んでいないというところで理解したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○近藤賢都市管理課長 物価高の部分に関しては、当初の要求で反映しているというふうに考えておりますので、この補正につきましては、年度内の作業量の増加になりますので、その価格で補正を要求している内容となります。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○石垣直樹委員 今年の除雪・排雪は非常に評判がよかったと思います。昨年度に比べての話なのですけども、確かに12月は降雪が多かったかなという認識です。それで、今年に関しては住宅街まで排雪が入って、微砂利まで撒かれて、日中も車がすごい動いているなという、そういった印象でとてもよかったと思うのですけれども、先ほど、この補正の2億3,000万円の内訳の説明がございました。その前提として、例年3月に3回除雪が行われるから、この金額を算出したというふうにおっしゃっております。逆に言えば、3月に3回の除排雪がなかった場合には、これは減額されるのかどうか教えてください。

○近藤賢都市管理課長 全除雪の回数については見込みとなりますので、3月中に3回というふうには言いましたが、稼働しない場合は、その予算は決算の段階で報告する内容となりますが、執行しない状況になるというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、港湾建設費、岸壁附帯施設改修事業について、説明を求めます。

○立花学建設港湾部長 議案資料42ページを御覧ください。令和7年度一般会計、港湾建設費補正予

算、岸壁附帯施設改修事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。国庫補助金の減額に伴い、岸壁附帯施設改修に関わる工事請負費5,400万円を減額補正するものでございます。

2の補正額であります。歳出予算では、補正前の額が9,700万円。補正額が5,400万円の減額。補正後の額が4,300万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、建設総務費、住環境改善補助金について、説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料43ページを御覧願います。令和7年度一般会計、建築総務費、住環境改善補助金の補正予算について、御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本補助金の申請件数が当初想定を上回る見込みであることから、次の経費を追加補正するもので、あわせて北海道の補助金が要望額に対し減額配分となったことに伴い、財源補正を行おうとするものであります。経費使途は、住環境改善工事費に係る補助金で、金額は500万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が4,240万円で、補正額が500万円、補正後の額が4,740万円となり、財源内訳については、一般財源が741万5,000円となり、道補助金が241万5,000円の減となるものであります。歳入予算は、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 相変わらず大人気の事業なのですが、市内では人気で、利用者がどんどん増えているのに、北海道は補助金を減らすということは、どうことが起こっているのですか。

○小原功建築課長 北海道のゼロカーボン化推進事業補助金についてでございますが、この制度は北海道において令和5年7月に制度が開始されております。令和5年の当初は15市町村がこの事業補助金を活用しておりましたが、現在令和7年度においては37市町村が活用している状況でございます。道の補助金の予算のことになりますので、詳しくはちよっ

と私も承知しておりませんが、今年度の各市町村への予算配分については、要望が多かったことから、一律65%ということで配分になったということでございます。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号令和7年度一般会計補正予算中、住宅建設費、市営住宅解体事業について、繰越明許費の補正も関係しておりますので、併せて説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料44ページを御覧願います。令和7年度一般会計、住宅建設費補正予算、市営住宅解体事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について、御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の社会資本整備総合交付金が追加配分されたことに伴い、市営住宅を解体するため、次の経費を追加補正するものであります。なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の全部を翌年度に繰越しするものであります。経費使途は、市営住宅解体に係る工事費で5,120万円を計上するものであります。

補正額であります。補正前の額が4,370万円で、補正額が5,120万円。補正後の額が9,490万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

繰越明許費の内訳であります。9,490万円のうち、5,120万円を翌年度に繰越しするものであり、繰越額の財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号令和7年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第16号令和7年度網走市網走港整備特別会計補正予算について、説明を求めます。

○立花学建設港湾部長 議案資料24ページを御覧ください。議案第16号令和7年度網走市網走港整備特別会計補正予算について、御説明いたします。

3の債務負担行為補正の表のうち、合計欄3段目、網走港整備特別会計において、令和8年4月1日からの履行開始を予定しております3件の事項については、令和7年度中に契約事務等を執り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の設定額は、上屋消防設備点検委託契約が15万円。港湾システム保守点検委託契約が22万円。船舶給水業務委託契約が10万円。合計47万円でございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第16号令和7年度網走市網走港整備特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第19号令和7年度網走市水道事業会計補正予算について、説明を求めます。

○石井公晶営業経営課長 議案資料57ページ、資料6号を御覧いただきたいと思います。議案第19号令和7年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算について、御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和8年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和7年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり、水道賠償責任保険等加入契約ほか合計6件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第19号令和7年度網走市水道事業会計補正予

算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第20号令和7年度網走市簡易水道事業会計補正予算について、説明を求めます。

○石井公晶営業経営課長 議案資料58ページ、資料7号を御覧いただきたいと思います。議案第20号、令和7年度網走市簡易水道事業会計債務負担行為補正予算について、御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和8年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和7年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり水道賠償責任保険加入契約ほか合計3件で、記載の金額とするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第20号令和7年度網走市簡易水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 次に、議案第21号令和7年度網走市下水道事業会計補正予算について、説明を求めます。

○石井公晶営業経営課長 議案資料59ページ、資料8号を御覧いただきたいと思います。議案第21号令和7年度網走市下水道事業会計債務負担行為補正予算について、御説明申し上げます。

1、補正の理由につきましては、令和8年4月1日から履行開始が予定される支出項目について、令和7年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

2、内容につきましては、資料記載のとおり下水道賠償責任保険加入契約ほか合計2件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第21号令和7年度網走市下水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

○立崎聡一委員長 次に、報告第1号令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分報告について、説明を求めます。

○高井秀利選挙管理委員会事務局長 議案資料67ページ、資料13号を御覧願います。令和7年度一般会計、衆議院議員選挙費の補正予算に係る専決処分報告について御説明をいたします。

1、補正及び専決処分の理由及び内容でございますが、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が、令和8年2月8日に執行されるため、この予算措置について、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。補正内容は、資料の表に記載のとおりで、総額3,222万3,000円となっております。

次に2、補正額であります、(1)歳出予算に記載のとおり財源は全額道委託金となっております。

次に3、専決処分年月日であります、令和8年1月23日付けで専決をしております。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

報告第1号令和7年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分については、全会一致により報告承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。
午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、今定例会で付託された陳情及び要請について、審査を行います。

それでは、陳情第7号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について、審査いたします。

この陳情について、委員皆さんの御意見を示していただきたいと思います。

○村椿敏章委員 これについては、これまでも出されていますけれども、まず、網走の庁舎の管理規則というのがあるのですけれども、その管理規則では、この勧誘などについて、禁止しているものではない。届出があつて、それが認められれば特に問題ないということにはなっているのですよね。それで、ここに書いてあるのという、2ページ目のところに、庁舎管理規則により庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されてますという部分があるのですけれども、これは、実際にはないというふうに考えます。

それと、もう一つ、今回の陳情は調査をすべきだということなのですから、この調査というのは、憲法で保障されている内心の自由というのですか、何を読んでも特に問題ないだろうし、政党機関紙だから駄目だということでもないと思います。

ですから、調査もする必要はないと考えます。

それと、パワハラに当たるのではないかと考えられますけれども、これは個人の判断によって契約されているものですから、特にパワハラにも当たらないと思いますので、これは採択すべきではないと思います。不採択。

○立崎聡一委員長 他に。

○井戸達也委員 パワハラから職員を守る北海道民の会というところが陳情者ということになっております。今般パワハラ的なことが、いろいろと社会全体で取り沙汰されている中で、最後の陳情項目の中にあるように圧力を感じた、要するに、これは政党機関紙の話になりますけれども、勧誘を断りたくても断れない状況に追い込まれる。これをパワハラという位置づけで考えているのかということ是非常に難しい部分ではあると思います。ただ、そのような中で、断れない状況をつくるということは望ましいことではないというふうに考えておりますので、調査に関しては、私は実施してもよいのかなというふうに思っております。ということで、採択ということで。

○石垣直樹委員 今回は調査を求める陳情で変わっ

てきたのかなと思うのですが、庁舎管理規程に違反するような行為があるのであれば、するべきではないという考え方は一貫して前から同じでございますが、実際今回はパワハラだという部分で、確かに立場がある人が立場の低い人に勧誘した場合に、断り切れない状況は今の時代パワハラになってしまうのだなというところで、これは、役所側が把握していない部分もあると思いますので、調査をするべきだと私は思いますので、採択。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○小田部照委員 不採択と採択なので継続になるのでしょうかけれども、この件、毎回出てきている案件なのですから、私が知る限り、10年前から議会に出させていただいて、風習じゃないですけども、昔ながらの部課長になったら、こういう機関紙をお付き合いするというような流れがあるのだと僕はそういうふうに見ていました。もちろん断ることをも自由でしょうし、不採択にすべきだという村椿委員のお考えもあるのですが、問題がないと思うのであれば、調査されても問題はないのでしょうかと思うので、これはぜひ調査してもらって、しっかり問題ないのであれば問題ないということで判断してもらったほうがいい。この手の陳情・請願は毎回来るのですよね。その度に議論しているのですけれども、言うように問題がないという認識であれば、一度これをしっかり調査してもらって、問題はなかったのであれば、今後はこういったものはもう受ける必要はないのでしょうかという意味では、ぜひ調査してもらうべきだと僕は思いますけれども、いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 先ほど、話しましたが、職員の考えていることについて、政党の機関紙だからとかというだけで調査するというのは、内心の自由を侵すことになると思います。調査すること自体が、内心の自由を侵すことになるのではないかなというふうに考えています。

○立崎聡一委員長 それでは、ここでお諮りをしたいと思います。

陳情第7号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものと決定してよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

○立崎聡一委員長 次に、泊原発3号機の再稼働に反対する意見書提出要請について審査いたします。

この要請について、委員皆さんの御意見をいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 この要請書は、議員団で出させていただきました。今、鈴木知事は3号機の再稼働に同意をしました。しかし、そのときに言っていたのは、電気料金が11%程度値下げできるのではないかなという見通しがあった中でありました。しかし、そのあと電気料金の引下げがどれだけになるのかと、その幅は変わる可能性があるというふうに北海道電力は言っております。そういう面で行くと、再稼働の同意の根拠が崩れていることであります。

それから、安全性、そして避難計画の実効性があるかどうかというところでいえば、反対の意見も出ております。

さらに、福島第一原発を見ると分かるように、一旦事故が起これば放射能の危険があつて、この原発を手がつけられないという形になるのは明らかです。

やはりここは再稼働容認の判断は撤回すべきだと考えますので、採択をお願いします。

○石垣直樹委員 この件に関しては、道議会の推移を見させていただきました。道議会の各会派の反応も見させていただきました。網走選出の道議は反対したようですが、早く動かしてほしいというのが、市民の多くの声だと思いますので、不採択。

○井戸達也委員 原発に関しては、安全性が本来しっかり確保された中で、再稼働という形が望ましいというふうに私は考えておりますけれども、今般の状況、また市民の生活を考えると、いかに電気を安定的に確保するかというところの視点で考えていく、この辺の原発の再稼働というところも、やっぱり視野に入れていかなければならないだろうなというふうに考えておりますので、反対するという意見書については、私は不採択というふうにさせていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 ただいま、採択・不採択両意見が出ております。

ここで、お諮りしたいと思います。

泊発電3号機再稼働の反対に対する意見書提出の要請については、意見の一致を見なかったため、継続審査すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○立崎聡一委員長 次に、非核三原則の堅持と法制化を求める意見書提出の要請について、伺いたいと思います。

○村椿敏章委員 これも、日本共産党議員団で出させていただきました。今の非核三原則、これは持たず・つくらず・持ち込ませずということで、ずっと政府が言ってきたことです。そうしたもとの、安保3文書の改定に向けた議論の開始とともに、この見直しを検討しようとしているわけです。

やはり、今アメリカの核の傘の下に居れば、大丈夫と本当に言えるのかということが問われると思います。核を持ったり、つくったりしていたイランが今回爆撃されています。核兵器の抑止力なんていうのは、脅し合うものであって、抑止力ではなくて本場でいけば、やはり核兵器をなくすことが恐怖から逃れることができると思います。

ですから、私は政府の非核三原則、これを国是とすること、これは変えないということが大事だと思っていますので、採択すべきと思います。よろしくお願いします。

○石垣直樹委員 イラン情勢を見ても、世界の情勢を見ても、非常に不安定な中でございます。フランスのマクロン大統領は核兵器をつくると。その数は知らしめないと。非核三原則が国際社会では守られていない状況です。ウクライナに関しては、核兵器を保持していれば、ロシアに攻め込まれることはなかったのではないかという評論家もいます。

現在、日本は日米安保のもと、アメリカの核の傘によって守られているのは、これは事実だと認識しております。その中で、さきの衆議院選挙では自民党が大勝し、高市政権が動き始めましたが、この非核三原則については、持ち込ませずの部分何とか変えたいというような動きもあるようです。

ですので、国の動きをしっかりと推移を見ながら、今回託した1票がございまして、まずは、この網走市議会に上げていただいたことに関しては、不採択とし、国の推移を見守りたいと思います。

○山田庫司郎委員 私はここにも書いていますけれども、やっぱり国是として衆議院議員の中で決議をして、やっぱり、この3つについてはしっかり守っていこうと。世界で唯一の被爆国の日本ですから、過去の悲惨さというのは、1番経験をしているということで、やっぱり核はもちろん使っては駄目だし、作っても駄目だと。そして、日本としてやっぱ

り持ち込ませないと。この非核三原則というの私は絶対これからも守るべきだというふうに思っているのです。

そういう意味で今、ちょっとありましたけれども総理が非核三原則の一つを、もしかしたらというお話もあるようです。確かに今、世界の情勢でなぜこうなったのかということが一つの疑問はあっても、今、核を持たなければ攻め込まれたら困るとかいろんな形で考える方が出てきているのですが、ここは逆に言うと、冷静に考えて核は絶対要らないんだと。ここはやはり日本としてきちとした態度を鮮明にしていくべきだと私は思いますので、ぜひ採択をしていくべきかなというふうに私は思います。

○立崎聡一委員長 それでは、お諮りしたいと思います。

非核三原則堅持の法制化を求める意見書提出要請は、意見の一致を見なかったため、継続審査とすべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきました。

○立崎聡一委員長 次に、継続審査となっていた請願の審査を行います。

これから審査する請願は、令和7年12月4日に審査しましたが、継続審査となっております。今回で2回目の審査となりますので、採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

それでは、消費税を緊急に引き下げることを求める意見書提出要請について審査いたします。この請願について、委員皆様の御意見を示していただきたいと思います。

○村椿敏章委員 今の物価高騰対策には、やはり消費税の減税が必要だということが今回の総選挙でも各党が言いました。そして、自民党も言うことになりました。やはり地方から、地方の経済を活性化していくためには、この消費税の減税が必要だと思いますので、網走市議会から減税をしてほしいという消費税を緊急に引き下げることを求める意見書を出すのが望ましいと思いますので、ぜひ皆さんよろしくお願いします。

○石垣直樹委員 この意見書に関しては、前回も下げるべきだ、採択というふうに言っておりますので、変わらずこの意見書を採択するべきだと思います。

○井戸達也委員 これについては、消費税に関して

は、様々な先般の衆議院選でも、減税の方向というお話も多く、多くの党から出ている中で、今まさにそれに向けて、若干議論が進んでいるのかなというふうにも思っておりますが、やはり財源確保の面、そして、いつまで減税の期間とするのか、そういったことも含めて国民の生活になるべく負担を少なくするという視点でいくと、減税という部分は大変大きな効果があるというふうに思っておりますけれども、それに限らず、やはり様々な方法を見出していく必要があるのかなというふうにも考えておりますので、消費税を早急に下げるということに関しては、私は不採択というふうにさせていただきたいと思います。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○村椿敏章委員 ぜひ市民の負担を減らして、そして、地方の経済を活性化していくってところで、井戸委員も同じように考えてはいると思うのです。その財源ということはあるかもしれないけれども、地方からこういう声を上げるのが今大事なのではないのかなと思うので、ぜひお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○井戸達也委員 非常に思いは強く、理解できるものもございます。ただ、やはり消費税という側面も一つ大事かと思いますが、消費税に限らず、いろいろな税金の中で、やはり今まさに整理していく必要があるのかなというふうに私考えておりますので、消費税に限らず、確かに、そういう気持ちも分からないでもないですけれども、今まさに高市政権がスタートして、そういった部分に手をかけつつあるという部分を理解しつつ、私はこの消費税を緊急にという部分に関しては、ちょっと採択に同意できない部分がございますので、そのような形で取り計らいをお願いしたいと思います。

○立崎聡一委員長 そのほかございませんか。

○山田庫司郎委員 議員の皆さんは、今、国全体で消費税見直そうという形で、国民会議で議論するのにかちょっと私は分かりませんが、総理もなるべく早くという答弁をしています。そういう意味では緊急にという一つのこういうものを、地方議会として出していくのも私は一つだと思いますけれども、今、国会全体でそういう形で動いていますから、もう少し様子見る手も一つあるのかなと、こんなふうにちょっと思うのです。ただ、やる方向というのを背中を押すという意味では、地方議会からもこういう意見書を出していくっていうのも大事な

と、こんなふうにちょっと一つ思いますけれども、ただ、皆さん心配している財源の問題、これ消費税減税されますと地方自治体にも、消費税分が非常に入ってくるのがどう補填してくれるのかという心配の部分も一つありますし、いろんな要素が加味していますので、一方では、消費税はやっぱり手をつけないで福祉に使うべき財源なのだからという方も、議論の中にあるのですが、言ったように国が今全体でそういう形で動いているということですから、背中を押す意味で、緊急に処置するという形で、網走市議会として意見書を出していくことには、私は賛成です。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りしたいと思います。

消費税を緊急に引き下げることを求める意見書提出要請については、意見の一致を見なかったため、審議未了・廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

全体を通して各委員から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで総務経済委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午後0時04分開会